

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成28年1月6日
【会社名】	ダイトーケミックス株式会社
【英訳名】	Daito Chemix Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 執行役員社長 管理部担当 永松 真一
【本店の所在の場所】	大阪市鶴見区茨田大宮三丁目1番7号
【電話番号】	06（6911）9310（代表）
【事務連絡者氏名】	管理部長 南 修一
【最寄りの連絡場所】	大阪市鶴見区茨田大宮三丁目1番7号
【電話番号】	06（6911）9310（代表）
【事務連絡者氏名】	管理部長 南 修一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

平成27年12月28日に提出いたしました臨時報告書の記載事項に記載漏れがありましたので、これを訂正するため金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

- 1 提出理由
- 2 報告内容

3【訂正内容】

訂正箇所は___を付して表示しております。

1 提出理由

(訂正前)

平成16年10月に、当社製品を積載し地中海を航行していた船舶に火災が起こり、積荷や船体に損害が発生いたしました。当該船舶で輸送されていた他の貨物の荷主、荷主を保険代位した保険会社と船会社等が、当社が国内で製造・販売した製品を海外に輸出した商社と当社をそれぞれ別訴で被告として、損害賠償請求訴訟等を提起して争っております。

当社および被告商社よりそれぞれ最高裁判所に対して上告の提起および上告受理の申立てを行ってまいりましたところ、今般、最高裁判所より下記の決定を受領いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

(訂正後)

平成16年10月に、当社製品を積載し地中海を航行していた船舶に火災が起こり、積荷や船体に損害が発生いたしました。当該船舶で輸送されていた他の貨物の荷主、荷主を保険代位した保険会社と船会社等が、当社が国内で製造・販売した製品を海外に輸出した商社と当社をそれぞれ別訴で被告として、損害賠償請求訴訟等を提起して争っております。

当社および被告商社よりそれぞれ最高裁判所に対して上告の提起および上告受理の申立てを行ってまいりましたところ、今般、最高裁判所より下記の決定を受領いたしました。これにより、当社および当社グループの財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が生じたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号、第12号ならびに第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(訂正前)

(1)決定のあった年月日

平成27年12月22日

(2)決定の内容

当社が上告を提起および上告受理の申立てを行った裁判の決定

- イ 本件上告を棄却する。
- ロ 本件を上告審として受理しない。
- ハ 上告費用および申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

当社が補助参加を行った裁判の決定

- イ 本件上告を棄却する。
- ロ 本件を上告審として受理しない。
- ハ 上告費用および申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

(3)当社の対応

本件訴訟の決定が当社の業績へ与える影響等につきましては、現在確認中であります。なお、上記船舶火災に関連して、平成26年9月12日に被告商社より当社に対し損害賠償請求の訴訟が提起されております。

今後、裁判を通じて、本件船舶火災に関する事実関係および法律関係を明らかにするために、当社の立場を主張していくことで、当社の本件係争に関する法的な立場を明らかにしてきたいと考えております。

(訂正後)

(1) 訴訟の提起があった年月日

当社を被告とした裁判

平成19年9月21日

商社を被告とした裁判

平成17年10月18日

(2) 訴訟を提起した者の名称、住所および代表者の氏名

当社を被告とした裁判

名称： 三井住友海上火災保険株式会社

所在地：東京都千代田区神田駿河台3丁目9番地

代表者の氏名：柄澤 康喜

ほか20名

商社を被告とした裁判

名称： 三井住友海上火災保険株式会社

所在地：東京都千代田区神田駿河台3丁目9番地

代表者の氏名：柄澤 康喜

ほか21名

(3) 訴訟の内容および損害賠償請求額

平成16年10月に、当社製品を積載し地中海を航行していた船舶に火災が起こり、積荷や船体に損害が発生いたしました。当該船舶で輸送されていた他の貨物の荷主、荷主を保険代位した保険会社と船会社等が、当社が国内で製造・販売した製品を海外に輸出した商社と当社をそれぞれ別訴で被告として、当社に対しては12億4百万円、商社に対しては12億35百万円の損害賠償請求訴訟等を提起して争っておりました。

(4) 決定のあった年月日

平成27年12月22日

(5) 決定の内容および損害賠償支払金額

当社が上告を提起および上告受理の申立てを行った裁判（当社を被告とした裁判）の決定

（決定内容）

イ 本件上告を棄却する。

ロ 本件を上告審として受理しない。

ハ 上告費用および申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

（損害賠償支払金額）

約11億22百万円およびこれに対する平成16年10月20日から各支払済まで年5分の割合による金員

当社が補助参加を行った裁判（商社を被告とした裁判）の決定

（決定内容）

イ 本件上告を棄却する。

ロ 本件を上告審として受理しない。

ハ 上告費用および申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

（損害賠償支払金額）

約8億86百万円およびこれに対する平成16年10月20日から各支払済まで年5分の割合による金員

(6) 当社の対応および損益に与える影響

本件訴訟の決定が当社の業績へ与える影響等につきましては、現在確認中であります。なお、上記船舶火災に関連して、平成26年9月12日に被告商社より当社に対し損害賠償請求の訴訟が提起されております。

今後、当該裁判を通じて、本件船舶火災に関する事実関係および法律関係を明らかにするために、当社の立場を主張していくことで、当社の本件係争に関する法的な立場を明らかにし、損害賠償支払金額に対する最終的な責任金額を明確にしていきたいと考えております。

以上